

押印欄が廃止されます

三重県の行政手続き押印廃止の取り組みに伴い、三重県特定非営利活動促進法等施行規則等の様式が改正されました。

この改正により、NPO法人が三重県に提出する各種申請書・届出書の様式から押印欄が廃止され、押印の必要がなくなりました。

押印欄が廃止された様式は以下のとおりです。

■「三重県特定非営利活動促進法等施行規則」に定められている様式(令和3年3月23日施行)

- 第1号様式 設立認証申請書
- 第2号様式 補正書
- 第3号様式 設立登記完了届出書
- 第4号様式 役員の変更等届出書
- 第5号様式 定款変更認証申請書
- 第6号様式 定款変更届出書
- 第7号様式 定款変更登記完了提出書
- 第8号様式 事業報告書等提出書
- 第9号様式 閲覧又は謄写請求書
- 第10号様式 解散認定申請書
- 第11号様式 解散届出書
- 第12号様式 清算人就任届出書
- 第13号様式 残余財産譲渡認証申請書
- 第14号様式 清算終了届出書
- 第15号様式 合併認証申請書
- 第16号様式 合併登記完了届出書
- 第18号様式 認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書
- 第19号様式 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書
- 第20号様式 認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書
特例認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書
- 第21号様式 認定特定非営利活動法人の代表者変更届出書
特例認定特定非営利活動法人の代表者変更届出書
- 第22号様式 認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書
- 第23号様式 認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書
特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

第 25 号様式 特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書

第 26 号様式 特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項又は同条第 2 項の合併の認定を受けるための申請書

■「地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則」に定められている様式(令和 3 年 3 月 30 日施行)

第 1 号様式 指定特定非営利活動法人申出書

第 2 号様式 指定特定非営利活動法人更新申出書

第 3 号様式 指定特定非営利活動法人変更届出書

第 4 号様式 指定特定非営利活動法人変更申出書

第 5 号様式 指定特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

第 6 号様式 指定特定非営利活動法人助成金支給実績提出書

第 8 号様式 閲覧又は謄写請求書

第 9 号様式 指定特定非営利活動法人合併申出書

■ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課NPO班

TEL: 059-222-5981 FAX: 059-222-5984 Mail: seiknpo@pref.mie.lg.jp

URL: <https://www.pref.mie.lg.jp/NPO/index.htm>